

令和 6 年度 尾張西部地区  
尾西排水機場除塵設備実施設計業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
<p>第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目的) 第1-2条</p> <p>(場所) 第1-3条</p> <p>(低入札価格契約 における第三者照 査) 第1-4条</p>	<p>国営尾張西部土地改良事業尾西排水機場除塵設備実施設計業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>この業務は、国営尾張西部土地改良事業の円滑な推進のため、尾西排水機場の除塵設備について、整備対策工法及び沈下対策の設計を行い、工事発注に必要な資料を作成するものである。</p> <p>本業務において対象とする尾西排水機場の位置は、愛知県一宮市明地地内であり、別添位置図に示すとおりである。</p> <p>1 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下「第三者照査」という。)を実施しなければならない。</p> <p>2 第三者照査の企業に要求される資格</p> <p>(1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。</p> <p>(2) 東海農政局において、令和5・6年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。</p> <p>(3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>(4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。</p> <p>(5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>①資本関係</p> <p>(ア)親会社と子会社の関係にある</p> <p>(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある</p> <p>②人的関係</p> <p>(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている</p> <p>3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格</p> <p>第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。</p> <p>○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者</p> <p>○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者</p> <p>4 照査技術者の通知</p> <p>受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>5 照査計画</p> <p>受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。</p>	

項 目	内 容	備 考																				
<p>(管理技術者) 第1-5条</p>	<p>また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第5-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>7 第三者照査の照査技術者のAGRIS 登録 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>8 契約不適合責任 成果物に契約不適合があるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="478 913 1326 1341"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>機械－機械設計、建設－鋼構造及びコンクリート、農業－農業土木、農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>機械設計</td> </tr> <tr> <td>建設</td> <td>鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造及びコンクリート</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	機械－機械設計、建設－鋼構造及びコンクリート、農業－農業土木、農業－農業農村工学	機械	機械設計	建設	鋼構造及びコンクリート	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		鋼構造及びコンクリート		
資 格	技術部門	選択科目																				
技術士	総合技術監理	機械－機械設計、建設－鋼構造及びコンクリート、農業－農業土木、農業－農業農村工学																				
	機械	機械設計																				
	建設	鋼構造及びコンクリート																				
	農業	農業土木、農業農村工学																				
博士	農学																					
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																					
	鋼構造及びコンクリート																					
<p>(照査技術者) 第1-6条</p>	<p>1 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="478 1547 1326 1975"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>機械－機械設計、建設－鋼構造及びコンクリート、農業－農業土木、農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>機械設計</td> </tr> <tr> <td>建設</td> <td>鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造及びコンクリート</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様</p>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	機械－機械設計、建設－鋼構造及びコンクリート、農業－農業土木、農業－農業農村工学	機械	機械設計	建設	鋼構造及びコンクリート	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		鋼構造及びコンクリート		
資 格	技術部門	選択科目																				
技術士	総合技術監理	機械－機械設計、建設－鋼構造及びコンクリート、農業－農業土木、農業－農業農村工学																				
	機械	機械設計																				
	建設	鋼構造及びコンクリート																				
	農業	農業土木、農業農村工学																				
博士	農学																					
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																					
	鋼構造及びコンクリート																					

項 目	内 容	備 考															
<p>(担当技術者) 第1-7条 (技術者情報の登録) 第1-8条</p> <p>(保険加入) 第1-9条</p> <p>第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条</p> <p>(作業条件) 第2-2条</p>	<p>書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。</p> <p>3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p> <p>担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p> <p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置予定技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>2 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p> <p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>設計の基本事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。</p> <p>なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="480 1189 1326 1543"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>発行所</th> <th>制定(改訂)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」</td> <td>農林水産省HP</td> <td>平成30年5月</td> </tr> <tr> <td>電気設備計画設計技術指針(高低圧編)</td> <td>農林水産省HP</td> <td>令和元年9月</td> </tr> <tr> <td>鋼構造物計画設計技術指針(除塵設備編)</td> <td>(一社)農業土木事業協会</td> <td>平成27年3月</td> </tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き(除塵設備編)</td> <td>農林水産省HP</td> <td>平成25年4月</td> </tr> </tbody> </table> <p>本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>1 作業の実施に当たっては、事前に作業方法について監督職員及び監督職員が指示する者と十分に打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>2 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>3 現地調査を行う場合には、監督職員と打ち合わせた後、実施するものとする。</p> <p>4 現地調査のための仮設工が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>5 現地調査における作業時間は、機場の管理者が在駐している時間帯とする。</p>	名 称	発行所	制定(改訂)年度	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」	農林水産省HP	平成30年5月	電気設備計画設計技術指針(高低圧編)	農林水産省HP	令和元年9月	鋼構造物計画設計技術指針(除塵設備編)	(一社)農業土木事業協会	平成27年3月	農業水利施設の機能保全の手引き(除塵設備編)	農林水産省HP	平成25年4月	
名 称	発行所	制定(改訂)年度															
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」	農林水産省HP	平成30年5月															
電気設備計画設計技術指針(高低圧編)	農林水産省HP	令和元年9月															
鋼構造物計画設計技術指針(除塵設備編)	(一社)農業土木事業協会	平成27年3月															
農業水利施設の機能保全の手引き(除塵設備編)	農林水産省HP	平成25年4月															

項 目	内 容	備 考																																							
(参考図書) 第2-3条  (貸与資料) 第2-4条	<p>設計作業の参考とする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとする。</p> <p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料については、監督職員から別途貸与するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="480 501 1326 680"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>貸 与 資 料</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">報告書</td> <td>平成29年度 尾張西部地区 除塵設備実施設計業務</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>令和4年度 尾張西部地区 尾西排水機場除塵設備機能診断等業務</td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	貸 与 資 料	数 量	報告書	平成29年度 尾張西部地区 除塵設備実施設計業務	1 式	令和4年度 尾張西部地区 尾西排水機場除塵設備機能診断等業務	1 式																																
分 類	貸 与 資 料	数 量																																							
報告書	平成29年度 尾張西部地区 除塵設備実施設計業務	1 式																																							
	令和4年度 尾張西部地区 尾西排水機場除塵設備機能診断等業務	1 式																																							
(参考図書及び貸 与資料の取扱い) 第2-5条  第3章 設計作業 内容 (施設諸元) 第3-1条	<p>第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</li> <li>2 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。</li> <li>3 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</li> </ol> <p>既設除塵設備の諸元については、次のとおりである。</p>																																								
	<table border="1" data-bbox="456 1229 1337 2018"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>仕 様</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">移動式 除塵機</td> <td>走行式油圧レーキ</td> <td>コンベア内蔵型</td> <td rowspan="7">1 式</td> </tr> <tr> <td>1回の塵芥掻揚荷重</td> <td>500kgf</td> </tr> <tr> <td>レーキ寸法</td> <td>3.10m 幅×0.45m 奥行</td> </tr> <tr> <td>昇降速度</td> <td>7.0m/min</td> </tr> <tr> <td>走行速度</td> <td>10.0m/min</td> </tr> <tr> <td>昇降ストローク</td> <td>9.00m</td> </tr> <tr> <td>レール</td> <td>37kg レール</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンベア</td> <td>傾斜フライトチェンコンベア (塵芥搬出用)</td> <td rowspan="2">1 式</td> </tr> <tr> <td>機長</td> <td>7.4m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電動機</td> <td>コンベア幅</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>コンベア速度</td> <td>5.0m/min</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スクリーン</td> <td>日光川流域用</td> <td>6.00m<sup>純径間</sup>×7.27m<sup>有効高</sup>、取付角度75°、バーピッチ79mm、材質 SUS304</td> <td>2 面</td> </tr> <tr> <td>領内川流域用</td> <td>5.40m<sup>純径間</sup>×7.27m<sup>有効高</sup>、取付角度75°、バーピッチ79mm、材質 SUS304</td> <td>2 面</td> </tr> <tr> <td>操作設備</td> <td></td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table>	設備	仕 様	数 量	移動式 除塵機	走行式油圧レーキ	コンベア内蔵型	1 式	1回の塵芥掻揚荷重	500kgf	レーキ寸法	3.10m 幅×0.45m 奥行	昇降速度	7.0m/min	走行速度	10.0m/min	昇降ストローク	9.00m	レール	37kg レール	コンベア	傾斜フライトチェンコンベア (塵芥搬出用)	1 式	機長	7.4m	電動機	コンベア幅	1.2m	コンベア速度	5.0m/min	スクリーン	日光川流域用	6.00m <sup>純径間</sup> ×7.27m <sup>有効高</sup> 、取付角度75°、バーピッチ79mm、材質 SUS304	2 面	領内川流域用	5.40m <sup>純径間</sup> ×7.27m <sup>有効高</sup> 、取付角度75°、バーピッチ79mm、材質 SUS304	2 面	操作設備		1 式	
設備	仕 様	数 量																																							
移動式 除塵機	走行式油圧レーキ	コンベア内蔵型	1 式																																						
	1回の塵芥掻揚荷重	500kgf																																							
	レーキ寸法	3.10m 幅×0.45m 奥行																																							
	昇降速度	7.0m/min																																							
	走行速度	10.0m/min																																							
	昇降ストローク	9.00m																																							
	レール	37kg レール																																							
コンベア	傾斜フライトチェンコンベア (塵芥搬出用)	1 式																																							
	機長		7.4m																																						
電動機	コンベア幅	1.2m																																							
	コンベア速度	5.0m/min																																							
スクリーン	日光川流域用	6.00m <sup>純径間</sup> ×7.27m <sup>有効高</sup> 、取付角度75°、バーピッチ79mm、材質 SUS304	2 面																																						
	領内川流域用	5.40m <sup>純径間</sup> ×7.27m <sup>有効高</sup> 、取付角度75°、バーピッチ79mm、材質 SUS304	2 面																																						
操作設備		1 式																																							

項 目	内 容	備 考
(作業項目及び数量) 第3-2条	本業務における作業項目及び数量は、別紙－1「設計作業項目内訳表」に示すものとする。	
(作業の留意点) 第3-3条	<p>設計作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分に打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</li> <li>2 本業務において受注者が原因となり生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。</li> <li>3 設計に当たっては、施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</li> <li>4 電算機を使用する場合は、計算手法、アウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</li> <li>5 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</li> <li>6 本業務で作成する調書・図面等の様式については、事前に監督職員と打合せするものとする。</li> <li>7 設計作業に当たっては以下に留意するものとする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施工時の安全性確保はもとより、コスト縮減及び将来の維持管理を十分に念頭に置いて行わなければならない。                    なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報提供システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、  <a href="https://www.nn-techinfo.jp">https://www.nn-techinfo.jp</a>を参照。</li> <li>・新技術情報提供システム（NETIS）については、  <a href="http://www.netis.mlit.go.jp">http://www.netis.mlit.go.jp</a>を参照。</li> </ul> </li> <li>(2) 工法の比較検討においては、複数案から最適な工法を検討するものとする。</li> <li>(3) 施工計画の検討においては使用機械、施工手順等を明確にし、図表等を用いてとりまとめること。</li> <li>(4) 施工上、特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</li> <li>(5) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」（農林水産省WEBサイト）に基づき作成するものとする。                    なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。</li> <li>(6) 工事費の算定に当たっては、可能な限り公表されている資材・施工単価又は見積徴集によるものとし、客観性の確保に努めること。また、見積は複数者（5社を想定）から徴集し、最適な価格を決定する上で、比較検討するものとする。</li> <li>(7) 作業に必要な地元、関係機関との調整等については、監督職員と十分に打合せを行うものとする。</li> <li>(8) 現地調査においては、現地作業ヤード、工事用資機材置き場及進入位置等を調査するものとする。</li> <li>(9) 各種検討に用いる資料、数値等については、その出典を明示するものとする。</li> <li>(10) 受注者は、常に業務内容及び進捗状況を把握し、業務期間中であっても監督員が資料提出を求めた場合には、速やかにこれに応じる</li> </ol> </li> </ol>	

項 目	内 容	備 考
<p>(業務の成果品質確保対策) 第3-4条</p>	<p>ものとする。</p> <p>契約後業務着手時並びに最終打合時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農林水産省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>1 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。</p> <p>(1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。</p> <p>① 設計条件・前提条件 ② 業務計画の妥当性 ③ スケジュール ④ 設計変更内容 ⑤ その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等</p> <p>(2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。</p> <p>2 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>3 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事に受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農林水産省WEBサイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。</p> <p>4 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p>	
<p>(業務写真における 黑板情報の電子化) 第3-5条</p>	<p>黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。</p> <p>1 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黑板情報の電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」 (URL「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」)に記載する基準を用</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>第4章 業務管理 (情報共有システム) 第4-1条</p> <p>第5章 打合せ (打合せ) 第5-1条</p>	<p>いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>2 機器等の導入</p> <p>① 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>② 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3 黑板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>① 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>② 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>③ 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>4 写真の納品 受注者は、3に示す黑板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL (<a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html</a>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>5 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p> <p>1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。</p> <p>2 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省WEBサイト)によるものとする。</p> <p>3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 設計作業着手の段階 第2回 中間打合せ(対策工法の検討完了段階) 第3回 中間打合せ(施工計画の検討完了段階) 第4回 中間打合せ(概算工事費の算定完了段階) 最終回 成果物とりまとめ段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、監督職員</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>第6章 成果物 (成果物) 第6-1条</p> <p>(公開用成果物の 作成) 第6-2条</p> <p>(成果物の提出 先) 第6-3条</p>	<p>と相互に確認するものとする。</p> <p>成果物は、「設計業務等の電子納品要領（案）機械設備工事編」に基づいて作成した電子データ媒体（CD-R又はDVD-R）で正副2部及び成果物の出力2部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可、公開用成果品を含む）を提出するものとする。</p> <p>本業務の成果物については、個人情報等の公開すべきでない情報が含まれる場合には、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い公開用成果物として別途とりまとめるものとする。</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市昭和区安田通4丁目八番地 東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所</p>	
<p>第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第3-2条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合</li> <li>2 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合</li> <li>3 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合</li> <li>4 履行期間の変更が生じた場合</li> <li>5 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合</li> <li>6 その他</li> </ol>	
<p>第8章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第8-1条</p>	<p>この特別仕様書に定めなき事項又は、この業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

別紙－1 設計作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量
1. 現地調査	除塵設備の整備、沈下対策の実施設計に必要な現地調査を行う。	1式
2. 資料の検討	過年度に実施された機能診断調査結果、整備方針に基づき、実施設計に必要な資料を収集・整理した上で、その内容を把握し、業務計画を策定する。	1式
3. 除塵設備の対策工法の検討	過年度に実施された機能診断調査結果、整備方針に基づき、設備の整備対策工法の実施設計を行う。	1式
4. 沈下対策の検討	過年度に実施された機能診断調査結果、整備方針に基づき、除塵施設周辺の地盤沈下に対する恒久対策工法の実施設計を行う。	1式
5. 施工計画の作成	① 上記3. で検討した内容を踏まえ、除塵設備の整備に必要な施工計画の作成を行う。 ② 上記4. で検討した内容を踏まえ、沈下対策工事に必要な施工計画の作成を行う。	1式
6. 設計図面の作成	① 過年度に実施された機能診断調査結果、整備方針内容を基に「移動式除塵機」、「コンベア」、「操作設備」、「走行レール」の整備に必要な計画一般図、平面図、一般構造図、構造詳細図、電気設備図、仮設図等を作成する。 ② 沈下対策工事に必要な平面図、断面図、仮設図等を作成する。	1式
7. 数量計算書の作成	① 除塵設備の整備に必要な本体整備工事、仮設工事等の数量計算書の作成を行う。 ② 沈下対策工事に必要な改良工事、仮設工事等の数量計算書の作成を行う。	1式
8. 概算工事費の算定及び特別仕様書(案)の作成	工事実施に必要な詳細数量及び事例等による単価で概算工事費を算定し、特別仕様書(案)の作成を行う。	1式
9. 照査	業務の節目毎に照査技術者による照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式
10. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検とりまとめ及び報告書作成を行う。	1式